

福井海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 漁業法の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)の施行による改正後の漁業法(昭和24年法律第267号)第138条第1項の規定に基づき任命する海区漁業調整委員会の委員の候補者(以下「海区委員候補者」という。)の評価を行うため、福井海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、次に掲げる各号の事項を行うものとする。

- (1)別表に掲げる評価項目について被推薦者等の評価を行い、候補者案を作成し、知事に報告する。
- (2)評価委員会は、被推薦者等の評価にあたり書類による評価を行うとともに、必要に応じてその他適当と認める方法による評価等を行うことができるものとする。

(評価委員会の構成)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者を評価委員として置く。

- (1)農林水産部長
- (2)農林水産副部長
- (3)農林水産副部長(技術)
- (4)農林水産部水産課長
- (5)農林水産部水産課参事(水産企画)

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置き、委員長は農林水産部長をもって充てる。

- 2 委員長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその責務を代理する。

(会議)

第5条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

- 2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会による意思の決定は、合議をもって決する。ただし、委員全員の協議による意見の一致ができない場合は、議長の判断により多数決によることができるものとし、可否同数の場合は委員長の決するところによる

(意見聴取等)

第6条 評価委員会は、審議のため必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見もしくは説明を聞き、または必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密保持)

第7条 評価委員は、評価委員会で知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 評価委員会の庶務は、農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

別表(第2条関連)

[漁業者]

評価項目	評価内容
漁業に関する見識	漁業経営または漁業従事年数
委員としての信頼性	委員会職務の理解度
	漁業者・漁業従事者からの信頼
	資源管理意識
	担い手育成意識
その他	年齢
	性別
	経歴

[学識経験]

評価項目	評価内容
漁業に関する見識	職歴
委員としての信頼性	委員会の職務の理解度
	学識経験年数
	資源管理または漁業経営に関する知識
その他	年齢
	性別

[公益代表]

評価項目	評価内容
委員としての信頼性	法令または公益性に基づいて適切かつ公平に判断できるか
中立性	経歴等
その他	年齢
	性別

[遊漁者]

評価項目	評価内容
委員としての信頼性	委員会職務の理解度
	経歴
	遊漁船業・遊漁者団体からの信頼
	法令または公益性に基づいて適切かつ公平に判断できるか
その他	年齢
	性別